

閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟について

宮武 慶之（同志社大学大学院文化情報学専攻博士課程後期課程）

E-mail mizuho.financial.group@gmail.com

要旨

閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟（個人蔵）は小堀遠州が所持し、名物記にも所載する著名な墨蹟であった。今回の調査により近年まで所在不明だった「溝口胴高」（個人蔵）の存在を確認した。茶入に付属する書状にはこの茶入と両筆墨蹟が譲渡される事情が書かれる。この書状を起点として小堀家の状況と入手した溝口家の周縁を検討した。本稿では閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟の筆跡を検討し、両筆墨蹟の来歴を明らかにする。

abstract

"Kangyoku-Houn Tokan-Dojun ryohitsu bokuseki," once owned by Kobori Enshu (currently in private possession), is a famous calligraphic scroll that appears in records of distinguished tea utensils. This paper examines the hands of the scroll to determine if they truly belong to the two attributed authors and clarifies the transfer history of the scroll. The present researcher has reconfirmed the existence of the recently rediscovered "Mizoguchi dodaka" tea container in private possession and found that an accompanying letter explains the circumstances that led to the Kobori family's relinquishment and the Mizoguchi family's acquisition of the tea container and the aforementioned scroll.⁽¹⁾

はじめに

閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟（以下「両筆墨蹟」と略す）とは中国北宋時代の禅僧である閑極法雲と東澗道洵による墨蹟である。

この墨蹟は黒木安雄『書苑』（一九一七年）に「法雲禅師並びに道洵禅師墨蹟」として所載されるも、近年まで存在が確認されずにいた。一九九六年、根津美術館で開催された展覧会「小堀遠州の茶会」の図録に参考図版として紹介され、現存することが確認された^②。現在は個人の所蔵である（図1）。

『書苑』の付録には墨蹟本紙部分の版面図がある^③。しかしながら墨蹟の紹介をするにとどまっておらず、筆跡の検討および伝来などの周縁については述べられていない。したがって、本稿では、管見の閑極法雲、東澗道洵による墨蹟と両筆墨蹟の筆跡を比較検討し、近年明らかとなった文書や文献史料から伝来と周縁を明らかにする。

本稿で論じる両筆墨蹟は小堀遠州が所持し、同家に伝来したが、その後は新発田藩四代藩主・溝口重雄（寛永一〇年〜宝永五年／一六三三年

（一七〇八年）が入手した。新潟新発田を中心に、下越地方の一部を治めたのが溝口家である。溝口家は六万石の外様大名であった。歴代の藩主では四代藩主、悠山・重雄が、怡溪宗悦（寛永二〇年～正徳四年／一六四四年～一七一四年）に茶を学び越後怡溪派を興した。そのため、溝口家には多くの茶の湯道具が所蔵された。両筆墨蹟の周縁を研究することは、所有者移動のあった時期の小堀家や溝口家の状況を明らかにすることができる。さらに、その後の溝口家当主による茶会での使用など、同家での受容を明らかにすることができる。

管見の墨蹟では両筆墨蹟以外に閑極法雲および、東澗道洵の墨蹟はいずれも存在しており、先行研究を踏まえた検討が可能である。

文献上、両筆墨蹟は江戸時代初期の禅僧、江月宗玩（天正二年～寛永二〇年／一五七四年～一六四三年）による墨蹟鑑定の控えである『墨蹟之写』に所載される。また、この墨蹟は小堀遠州の茶会に多く使用された墨蹟である。小堀遠州（政一。天正七年～正保四年／一五七九年～一六四七年）は古田織部に茶を学んだ。幕府の作事奉行として活躍し、慶長八年の二条城改修や駿府城改築などに手腕を發揮した。後年は伏見奉行となった。その間も茶の湯を行い、その茶風は「綺麗さび」といわれ王朝文化を茶の湯に取り入れたものである。両筆墨蹟について小堀宗慶氏編纂の『小堀遠州茶会記集成』によると、遠州の茶会では両筆墨蹟が四三回使用されている。深谷信子氏の『小堀遠州の茶会』によれば両筆墨蹟は遠州の茶会で多く用いられている⁵⁾。しかし小堀氏、深谷氏は墨蹟の内容については明らかにしていない。この墨蹟は名物記である『古今名物類聚』に所載される。同書は江戸時代中期に活躍した出雲松江藩七代目藩主、不味・松平治郷（寛延四年～文政元年／一七五一年～一八一八年）の編纂による。

筆者の調査により、両筆墨蹟が小堀家、縣宗知を経て新発田藩溝口家

に譲渡される文書の現存を確認した。このことから溝口家における受容も含め伝来を明らかにすることができる⁶⁾と考える。以上から本稿では、両筆墨蹟の筆跡の検討に加え、文献史料から墨蹟の伝来と周縁について論じてみたい。

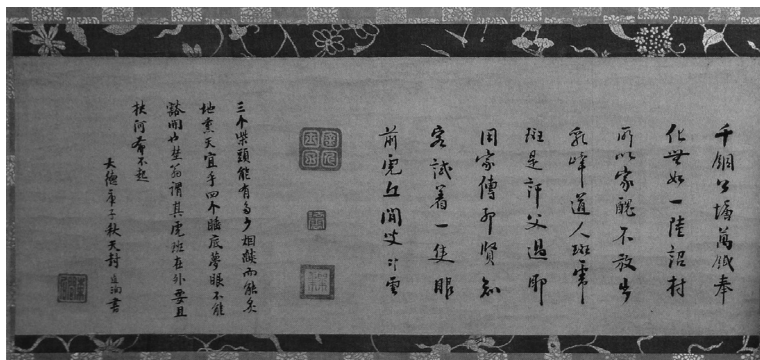
一 両筆墨蹟について

（一）閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟

筆者の一人である閑極法雲は虚堂智愚（淳熙二二年～咸淳五年／一一八五年～一二六九年）の法嗣で『虚堂智愚行状』の編者にその名がある。もう一人の筆者である東澗道洵については『増集統伝燈録』巻六に東澗洵禅師として紹介される。東澗洵禅師は浄慈寺の古田屋禅師の法嗣で、師の古田屋禅師は、浄慈寺の断橋妙倫の法嗣である⁷⁾。本稿で論じる両筆墨蹟は、唯一名物記に所載され茶人の間において有名な墨蹟であった。

両筆墨蹟は現在、個人が所蔵する。法量は豎二・五・七糎、横六・八・三糎⁸⁾。紙本墨書である。表具は一文字が紫地細蔓唐草金欄、中廻が薄茶地石畳印金、上下は茶地北絹である。なお、両筆墨蹟が個人の所蔵であることは判明しているが、熟覧調査はできていない。そのため本稿では図版より論を進めていきたい。書かれる内容は、両者による四睡図の賛である。四睡図とは中国天台山国清寺の豊干禅師と虎、寒山、拾得の四者を描いた図のことである。なお現在、両筆墨蹟を讀とした四睡図の所在は不明である。

図版の所見では、法雲の筆跡からは小筆を用い、筆を立てて書かれ、始筆および終筆共に入念である。道洵についても小筆を用いて書かれ、線質に強弱がみられる。両者の筆跡から謹直に書かれたものと考えられる。



千同行塘萬鉄松
化無如一陸詔村
所以家醜不放出
乳峰道人斑虎
斑是許父過耶
用家傳印賢知
客試着一隻眼
前虎丘 問叟法雲

三个柴頭能有多少烟燄而能灸
地熏天宜乎四个睡底夢眼不能
驚開也楚翁謂其虎斑在外要且
扶阿爺不起
大德庚子秋天對 道洵書

図1 閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟（個人蔵、図録『小堀遠州の茶会』より転載）

(二) 筆跡の比較検討

田山方南氏による『禪林墨蹟』（正、続、拾遺）には、閑極法雲および東澗道洵の墨蹟図版が所載され、ここから筆跡の検討を行うことができ

きる。まず、閑極法雲の墨書図版は次の二件に掲載されている。

閑極法雲・雲外雲岫両筆墨蹟「虚堂虎丘十詠跋」（出光美術館蔵）

閑極法雲墨蹟（桂春院蔵）

東澗道洵については次の二件がある。

東澗道洵・悦堂祖閻両筆墨蹟「虚堂虎丘十詠跋」（個人蔵）

東澗道洵・無際如本両筆墨蹟「大慧墨蹟跋語」（常盤山文庫蔵）

閑極法雲および東澗道洵による墨蹟に共通していることは「虚堂虎丘十詠跋」があることである。虎丘十詠とは、虚堂智愚が虎丘山の十の景勝地を詠じた詩である。虚堂智愚墨蹟「虎丘十詠」は現在、MOA美術館に所蔵される。

ところで、元禄年間に博多の妙楽寺より発刊された『石城遺宝』¹⁰がある。本書は妙楽寺に伝わった虚堂智愚墨蹟「虎丘十詠」およびその跋文を当時、妙楽寺住持であった持紹性宗が記録しようと考えた十詠および跋文をはじめ同寺の古文書などとともに版本として刊行したものである。『石城遺宝』によると、虚堂智愚による「虎丘十詠」は、書かれて後に釣翁礼蔵主が所有し宿尊らに跋文を請い所持した。日本の恒中立西堂がこれを手し持ち帰ろうとしたが果たせず、その後、雪谷宗戒が妙楽寺に送ったとされ、同寺に伝わった。虚堂による「虎丘十詠」には十人の禅僧による跋文一卷が付属する。その内に閑極法雲、東澗道洵による跋文も存在した。同書から、これらの跋文のうち閑極法雲の墨蹟は至元戊子（一二八八年）、東澗道洵は大徳乙巳（一三〇五年）に書かれたことが判明している。

両筆墨蹟中、道洵の墨蹟には大徳庚子（一三〇〇年）とあることから、法雲による墨蹟もその前後に書かれたものと考えられる。このことから、「虚堂虎丘十詠跋」と、先に紹介した閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟は書かれた年代が近いと考えられる。ここでは、閑極法雲・雲外雲岫両筆

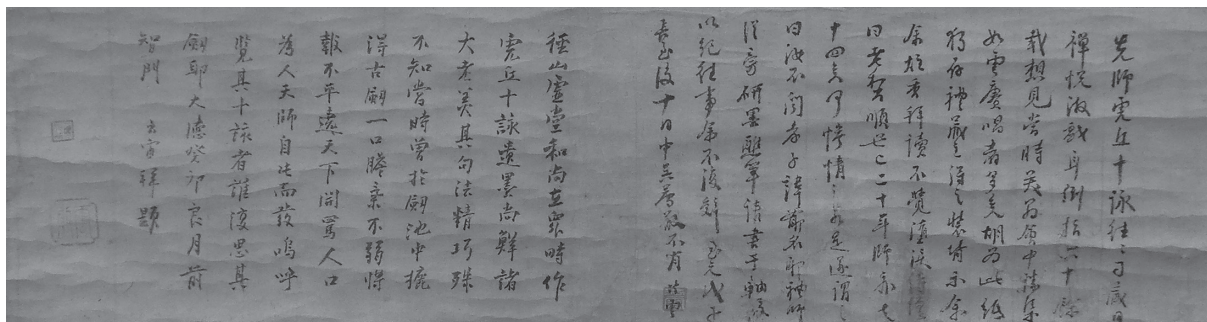


図2 閑極法雲・雲外雲岫両筆墨蹟「虚堂虎丘十詠跋」(出光美術館蔵、撮影筆者)

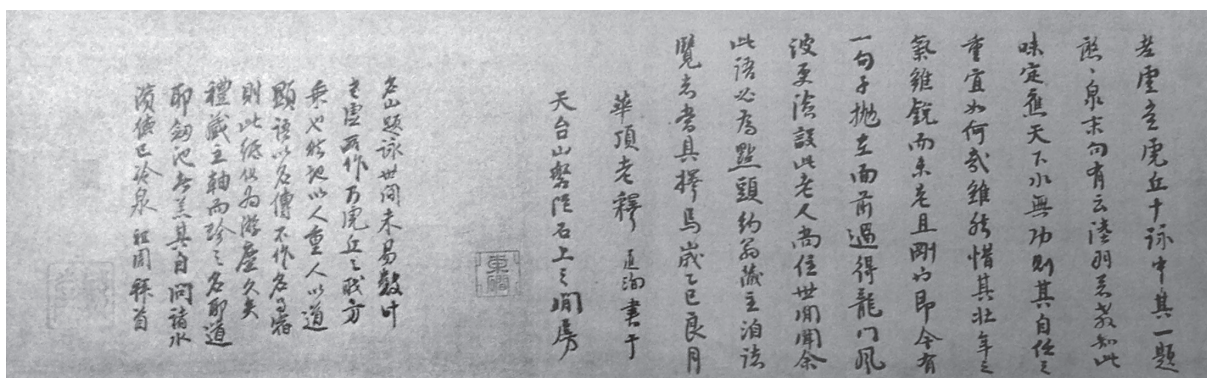


図3 東澗道洵・悦堂祖間両筆墨蹟「虚堂虎丘十詠跋」(個人蔵、『禅林墨蹟』より転載)

(以下、出光美術館蔵本)と、東澗道洵・悦堂祖間両筆墨蹟(以下、個人蔵本)を中心に両筆墨蹟との筆跡比較を行うこととする。

閑極法雲の筆跡

出光美術館本(図2)の本紙前半部分が閑極法雲墨蹟である。筆跡に注目してみたい。一文字あたりは小さいが、運筆をよくみることができ、たとえば「見」の字に注目してみると、最終画に伸びやかさがみられ、一字一字がしっかりとおり、筆を立てて書いたと考えられる。行体と草体が混じり、やや角のとれた筆跡である。⁽¹⁾

両筆墨蹟と比較したのが図4である。両墨蹟共に改まっており、筆を立てて書いている点が共通している。一文字ずつに注目してみると「不」「如」「那」「虎丘」「法雲」に共通した筆跡をみることができ、現存する墨蹟との筆跡比較から、閑極法雲の筆跡と考えられる。なお、桂春院本は筆跡が異なるため、今後更なる検討を要する。

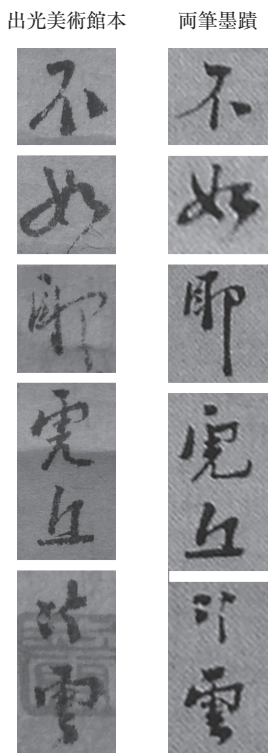


図4 両筆墨蹟と出光美術館本の比較

東澗道洵の筆跡

個人蔵本(図3)の前半部分が東澗道洵墨蹟である。書き出しは「老虚堂虎丘」から始まるが、『石城遺宝』の書き出しでは「剣氣猶存石痕未断老虚堂虎丘」から始まっている。この相違については今後の検討課題であろう。筆跡に注目すると始筆、終筆ともにしっかりと書かれてい

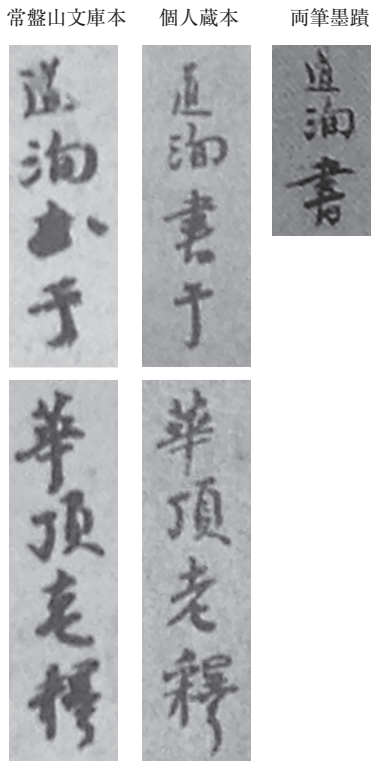


図7 両筆墨蹟と個人蔵本、常盤山文庫本にみる署名の比較

山文庫本(図6)との比較を試みたのが図7である。さらに両筆墨蹟と常盤山文庫本との筆跡比較を試みたのが図8である。両筆墨蹟中、道洵墨蹟の制作年代は大徳庚子(一三〇〇年)、常盤山文庫本は延祐丁巳



図5 両筆墨蹟と個人蔵本の比較

る。総体に行体であるが一字ずつ方形に収まりをみせている。両筆墨蹟をみてみると一字あたりは小さく、穂の太い小筆で書かれた。全体的に真字に近い行体である。両筆墨蹟と個人蔵本の筆跡を比較検討したのが図5である。共通する文字は「天」、「宜」、「虎」、「且」、「其」、「也」、である。なお署名の「道洵」および「華頂老釋」について常盤

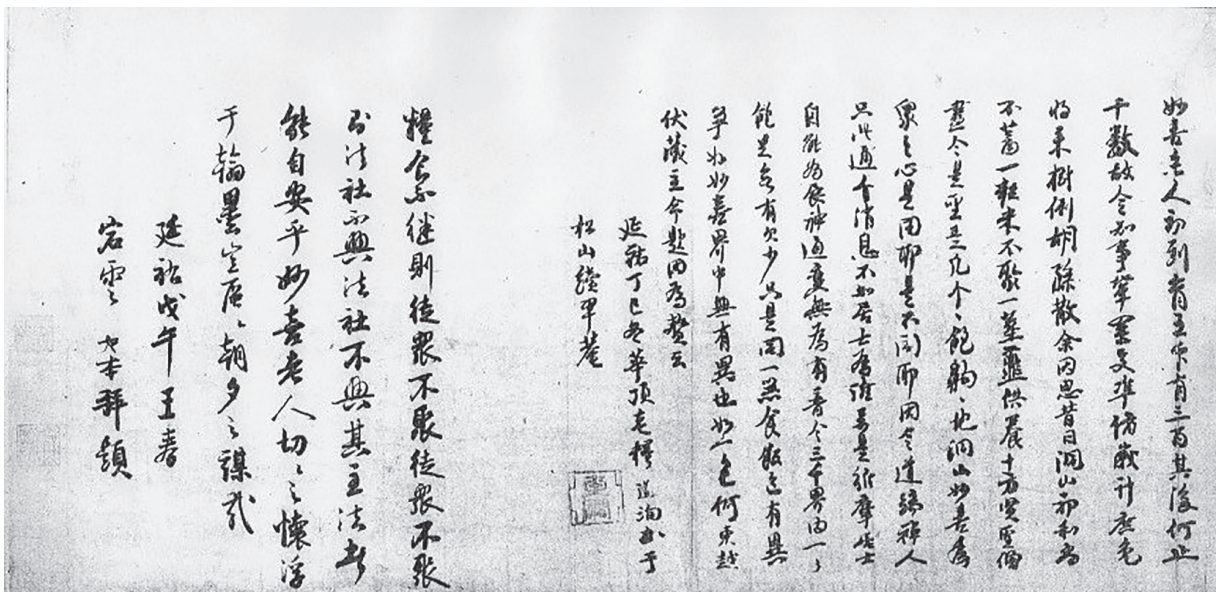


図6 東澗道洵・無際如本両筆墨蹟「大慧墨蹟跋語」(常盤山文庫蔵、『禪林墨蹟』より転載)

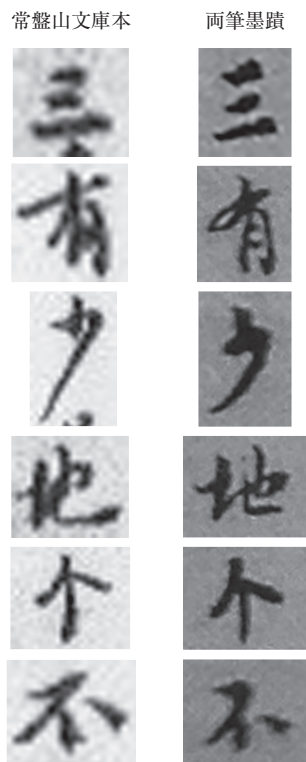


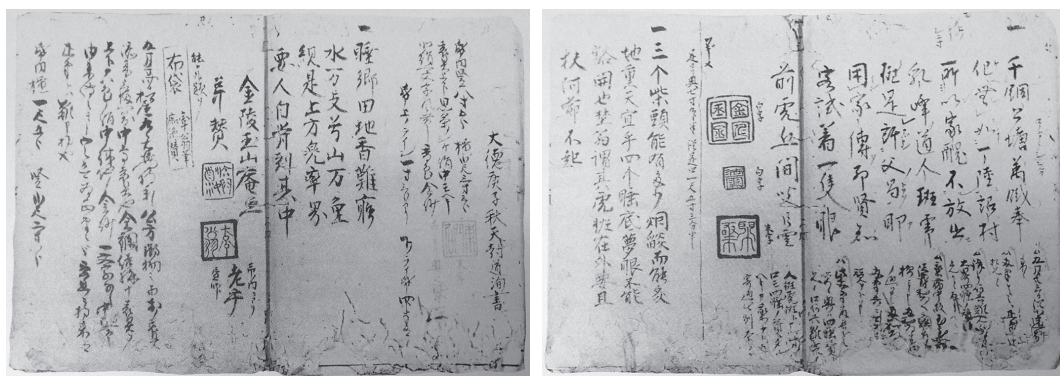
図8 両筆墨蹟と常盤山文庫本にみる筆跡の比較

(一二三二一七年)である。その間の筆跡の変化はあったと推定されるが、共通する文字では「三」、「有」、「少」、「地」、「个」、「不」があり、文字の骨子に共通性がみられる。以上、図版所載の墨蹟との比較から東澗道洵の筆跡であると考えられる。

二 周縁と伝来

この両筆墨蹟は江月宗玩による墨蹟鑑定の控え書である『墨蹟之写』巻四(元和三年(一六一七年))に所載される(図9)。「墨蹟之写」には閑極法雲が賢知客(不詳)に付与した「四睡図画賛」が所載する。所載される墨蹟の内容も図1と同一であることから、合致する。江月による小書きには以下のような記述がある⁽¹²⁾。

九月廿三日、從小堀遠州來候、両筆とも正筆ト相見候、語ノ事何共難見分候、大畧四睡ノ賛二候ハんかと返事候、薬病中故、玉室和尚澤庵和尚へ被懸御目様ニと申候、両和尚共右ノ通御申候、両和尚ハ両筆共ニ可為^(布袋)賛カト御申候、此両筆藤長老嘆候、奥ハ



一 千個公塘萬鉄奉
九月廿三日從小堀遠州來候
両筆とも正筆ト相見候

化無如一陸詔村
相見候
語ノ事何共難見分候、
大畧四睡ノ賛
二候ハんかと返事候、
薬病中故、玉室和尚
澤庵和尚へ被懸御目
様ニと申候、両和尚共右
ノ通御申候、両和尚ハ
両筆共ニ可為^(布袋)賛カト
御申候、此両筆藤長老
嘆候、奥ハ

所以家醜不放出
大畧四睡ノ賛
二候ハんかと返事候、
薬病中故、玉室和尚
澤庵和尚へ被懸御目
様ニと申候、両和尚共右
ノ通御申候、両和尚ハ
両筆共ニ可為^(布袋)賛カト
御申候、此両筆藤長老
嘆候、奥ハ

乳峰道人斑虎
斑是計父過耶
用家傳印賢知
客試着一隻眼
前虎丘 間叟 法雲
三个柴頭能有多少烟篋而能灸
地熏天宜乎四个睡底夢眼不能
豁開也梵翁謂其虎斑在外要且
扶阿爺不起
大徳庚子秋天對 道洵書

紙内豎八寸五分横二尺三寸三分
表具上下黒茶ノシケ絹中モヘキ
北絹一文字風帯香色金紗
紙上ノライ紙一寸三分アリ四半有之

図9 『禅林墨蹟』における閑極法雲・東澗道洵両筆墨蹟(『江月宗玩禅林墨蹟之写の研究(上)』より転載)

四睡賛卜見候、口何共難究候

〔『墨蹟之写』十一卷、元和第三丁巳、四冊之〕

記述によれば元和三年九月二三日、小堀遠州は両筆墨蹟の鑑定を江月に依頼した。当時の江月は病床にあったためか、玉室宗珀（大徳寺一四七世。元龜三年〜寛永一八年／一五七二年〜一六四一年）、澤庵宗彭（大徳寺一五四世。天正元年〜正保二年／一五七三年〜一六四六年）にもみせ、いずれも正筆であるとしている。玉室、澤庵は布袋図画賛としたが、江月は四睡図画賛としていることがわかる。次に「奥」とあるが、これは道洵墨蹟をさしており、こちらも四睡賛としている。

(一) 小堀遠州の所持

その後、遠州はこの墨蹟を所有し、自身の茶会でも用いた。先に小堀氏、深谷氏の指摘を紹介したが、遠州が催した多数の茶会ではこの両筆墨蹟が頻繁に用いられた。ここで遠州が所持した道具をまとめた蔵帳をみてみると、この両筆墨蹟は『遠州蔵帳元帳』^[4]に所載が確認できる。『遠州蔵帳元帳』は解題を担当された小田栄一氏によれば、小堀家政恒没後数年間における同家の道具調帳が主要部分を占めると指摘される。元帳中、両筆墨蹟について以下のような記述がある。

両筆墨跡

- 一 紙ノ内、横二尺二寸六分半
- 一 同たけ、八寸五分一リン、但、文字置所印等外ニ留有之
- 一 上下、こき茶地しけ
- 一 上下、上ノ巻板わきより一尺二寸六分

一同下、軸わきより五寸八分 一はゞ二尺三寸少内

一中、薄茶地、小石た、ミいん金

一中ノ上三寸九分九リン 一中ノ下二寸五リン

一一文字、紫地金らん、菊つるから草

一一文字ノ上一寸五リン、下五分九リン

一中ニテりんほうニまわる、はゞ三分

一風帯、はゞ八分、露白

一軸、そうげ、ひゞき有、出七分、さし渡八分三リン

外題 江月和尚

法雲和尚

道洵和尚 両真跡印

一箱ノ蓋書付 宗甫公

閑極法雲

東澗道洵 両筆

(『遠州蔵帳元帳』)

ここでは『墨蹟之写』と『遠州蔵帳元帳』所載の墨蹟を比較してみた。先ず書かれる内容を見ると、閑極法雲墨蹟の書き出しは「千同行塘萬」から、東澗道洵墨蹟は「始三个柴頭能」から始まり『墨蹟之写』および『遠州蔵帳元帳』の記述と合致する。次に本紙の寸法についての記述では『墨蹟之写』には「^上八寸五分。横二尺三寸三分」とあり、『遠州蔵帳元帳』の記述では「^上たけ八寸五分一リン。横二尺二寸六分半」とあり、現存する両筆墨蹟（個人蔵）ともおおよそ一致している。次に表装をみると『墨蹟之写』では「上下黒茶ノシケ絹、中モヘキ北絹、一文字風帯香色金紗」

とあり、『遠州蔵帳元帳』では「上下、こき茶地しけ 中、薄茶地、小石た、ミいん金 一文字、紫地金らん、菊つるから草」とある。「墨蹟之写」が書かれたのは一六一七年であり、この当時の表具は上下が黒茶の紐、中廻が萌黄北絹、一文字と風帯が香色金紗(絹か)とあり、黒と茶を基調として一文字と風帯に金紗が用いられた表具であったことがわかる。その後、遠州没後に成立した『遠州蔵帳元帳』の記述は現在の表具であることから、小堀遠州所持の後に同人の好みにより変えられたと推測される。以上から『墨蹟之写』および『遠州蔵帳元帳』に所載の両筆墨蹟は同一であり、現存する両筆墨蹟と合致する。

(二) 溝口重雄の入手

新発田藩四代藩主・重雄は越後怡保派を名乗り茶を嗜んだ。その後の藩主では十代・直諒(寛政二年～安政五年)／一七九九年～一八五八年)がいる。号を翠濤と名乗り、石州流の茶を嗜んだ。直諒は新発田藩茶道の阿部休巴(天明五年～嘉永五年)／一七八五年～一八五三年)から茶道の皆伝を受け、自身も茶会を開催した。溝口家は茶の湯に親しみ、多くの道具を所持したが蔵帳の存在については不明であった。溝口家は明治三七年(一九〇四年)に東京において家財道具の売立を行っている。通常、売立では入札前にモノクロ図版入りの目録が作成されるが、これまでのところ溝口家の売立目録は確認されていない。そのため溝口家が所蔵した道具については不明であった。

筆者は溝口家における掛物の蔵帳である『御掛物帳』(新発田市立図書館蔵)の存在を明らかにし、合致する墨蹟および書画を紹介してきた。⁽¹⁵⁾『御掛物帳』は溝口家の家老であった溝口伊織家旧蔵で、幕末における溝口家所蔵の掛物総目録である。⁽¹⁶⁾この『御掛物帳』中、乾坤入之部

の記述には

一 法雲道洵両筆墨跡

(『御掛物帳』)

とある。両筆墨蹟が『御掛物帳』に所載されることは新発田藩溝口家の旧蔵品を意味し、墨蹟の周縁を検討する手がかりとなる。

溝口家における掛物に関する蔵帳研究では、新潟大学原直史教授を中心としたグループによる溝口家蔵帳の研究がある。原氏らは『御道具控』、『御道具類目録』、『蓄蔵物品目次』道具帳三件の翻刻を行い研究報告書が出されている。⁽¹⁷⁾道具帳のうち最も古い物は明和七年(一七七〇年)の奥書がある『御道具控』である。その「乾坤入之部」には、「両筆墨蹟」が記載されている。したがって、この墨蹟は明和七年から溝口家の所有であったことが明確になる。両筆墨蹟は後述するように家祖伝来の墨蹟として四代重雄以降、幕末まで溝口家に伝来した。ここでは溝口家において所蔵された両筆墨蹟についてその周縁をみてみたい。

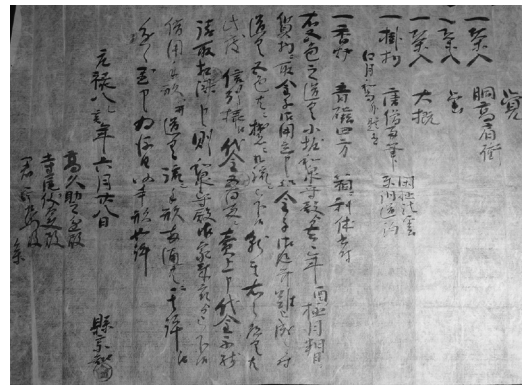
ところで、溝口家が所有した古瀬戸茶入「溝口胴高」(個人蔵、図10)がある。この茶入は、両筆墨蹟とともに小堀家から溝口家に譲渡された



図10 古瀬戸茶入「溝口胴高」(個人蔵、撮影筆者)

うちの一つである。窯分分類中、胴高は唯一本作をみるのみで本歌である。なお詳細については『文化情報学』第九巻第二号を参照されたい。⁽¹⁸⁾同茶入には懸宗知による添状が付属

する(図11)。この添状は『大正名器鑑』の古瀬戸茶入「溝口胴高」において紹介されていたが、今回の調査で茶入とともに現存することが確認できた。



覚
 一 茶入 胴高肩衝
 一 茶入 蛸
 一 茶入 大瓶
 一 掛物 唐僧両筆
 一 掛物 唐僧両筆
 一 掛物 唐僧両筆
 一 香炉 青磁四方 箱二利休書付
 右五色之道具 小堀和泉守殿分去々々西極月朔日二
 質物二取金子御用立申候処、金子御返弁難被成候ニ付
 道具五色共二拙者へ御流し被下候就者右之道具共
 此度信州様江代金五百両ニ売上申候代金不残
 請取相済申候則和泉守殿御家来衆分被下候
 借用手形并並道具流シ手形両通共ニ其許江
 進置申候為後日仍手形如件
 元禄八乙亥年六月二十八日 懸宗知印
 高久助之進殿
 寺尾儀太夫殿
 君宇左衛門殿
 参

図11 茶入「溝口胴高」に付属する懸宗知添状
(個人蔵、撮影筆者)

添状中、墨蹟の記述に着目してみると、両筆墨蹟の記述が確認できる。添状には次のような記述がある。

一 掛物 唐僧両筆
 江月和尚外題有

閑極法雲
 東潤道海

(懸宗知添状)

この墨蹟の付属品として江月宗玩の外題があるとされる。このことは、先にみた『遠州蔵帳元帳』との記述と一致する。添状の日付は元禄八年六月二二日付。差出人は江戸幕府御庭方の懸宗知(明暦二年〜享保六年

／一六五六年〜一七二一年)である⁽²⁰⁾。宛名には高久助之進の名がある。高久助之進は新発田藩四代藩主・溝口重雄の御仕置役にその名があり、重雄の信任も厚かったと考えられる⁽²¹⁾。添状には以下のような記述がある。

右五色之道具、小堀和泉守殿分去々々西極月朔日二質物二取、金子御用立申候処、金子御返弁難被成候ニ付、道具五色共二拙者へ御流し被下候、就者右之道具共此度信州様江代金五百両ニ買上申候、代金不残請取相済申候、則和泉守殿御家来衆分被下候借用手形并並道具流シ手形両通共ニ其許江進置申候
 (懸宗知添状)

文中の「信州様」とは溝口重雄のことである。これは重雄が信濃守を名乗ったことによる⁽²²⁾。文面には、懸宗知が三つの茶入(「胴高」、「大瓶」、「両筆墨蹟」、「青磁四方香炉」)を質にとつて小堀家に金子を貸し付けた。しかし小堀家では返済の目処が立たず、預けた道具を懸に渡すこととした。懸は預かった道具を金子五百両に替えるため溝口家に売却し、代金を受け取ったとある。

添状中、「右五色之道具、小堀和泉守殿分去々々西極月朔日」とあることから、元禄六年(一六九三年)一二月に小堀和泉守家より預かった品である。元禄七年の小堀家では、正月二日未明に小堀正恒(慶安二年〜元禄七年／一六四九年〜一六九四年)が没している。その後の小堀家では、正恒の子である正房(貞享二年〜正徳三年／一六八五年〜一七一三年)が跡目相続する。そのため、小堀家では出費が増加したようである。

当時の小堀家周辺を物語る史料に『里井自休年月記』がある。本書は『遠州の数寄』(一九七八年、根津美術館編)に所収される。『里井自休年月記』は里井自休によって書かれた小堀家の記録である。里井について、

翻刻をされた熊倉功夫氏は解題中、里井が小堀家の家臣とも考えられるとされ、詳細については不詳とのことである。『里井自休年月記』によれば元禄七年三月一五日程には以下のような記述がある。

一 三月一五日御登 城御継目之御礼被 仰上阿部豊後守様御取持
被遊 御前御首尾能相済候由

公方様江御太刀目録 御小袖 黄金五枚 御女中 右衛門佐殿 白銀五枚

御台様江 高尾上殿 同二枚
高瀬殿 同二枚 白銀五枚

松江殿 同二枚

おてる殿 白銀二枚

御表使四人江白銀

一枚つつ何れも常是包ナリ

一一文字ノ御腰物代金拾壹枚 和泉守様御遺物

一 上野両御佛殿 白銀二枚 一枚つつ

一 御老中様方江御遺物大久保加賀守様江高木貞宗御脇指代金八枚、

阿部豊後守様江唐物富士山御茶入、土屋相模守様へ一字一銭ノ御

かけ物、戸田山城守様へ定家僧次第御かけ物、牧野備前守様へか

ね中かふら花入、柳沢出羽守様へ蒔絵蝶ノ文台

（『里井自休年月記』）

以上の記述から、正恒没後の小堀家では、正房跡目相続の見返りに將軍家および幕閣の要人をはじめ多くに金子または伝来の道具を譲渡した。当時の小堀家では正恒没後の跡目相続も視野に入れ金子を必要としたことが推測される。そのため小堀家では元禄六年一二月に両筆墨蹟をはじめとする五種の茶道具を質にし、縣に金子の借用を申し込んだものと考えられる。

両筆墨蹟は小堀家、縣宗知を経て新発田藩四代藩主・溝口重雄に譲渡された。先に紹介した『御道具控』、『御掛物帳』からも明らかのように、両筆墨蹟は溝口家に伝来した。この両筆墨蹟が名物記に所載されるのは出雲松江藩七代藩主、不昧・松平治郷による『古今名物類聚』⁽²³⁾である。同書では以下のような記述がある。

一 両筆墨蹟

東嶺道順
閑極法雲

表紙茶地石畳金欄袖薫金砂子紐紫環有

巻クサ大小有

（『古今名物類聚』拾遺之部三）

この場合「烟」は「澗」、「順」は「洵」の誤記であり、記述は両筆墨蹟をさす。同書での記述は墨蹟と表具の紹介のみで、所有者についての記述がない。不昧自身はこの墨蹟を拜見しておらず、見聞をもとに記載したものと推測される。この点からも当時の茶人たちの間では著名な墨蹟であったと考えられる。

（三）溝口直諒の茶会

その後の溝口家において、この墨蹟は『御道具控』、『御掛物帳』の記載から「乾坤入之部」長持において収納保管された。ここで、「乾坤入之部」についてみてみたい。十代藩主・溝口直諒自筆による『名物重宝説』⁽²⁴⁾が東京大学史料編纂所に所蔵されている。本書には乾坤入之部について以下のような記述がある。

乾坤長持入之道具名物ニして家宝とする品也尤とも実の名物と右

に準ずる品あり共にみだりに用うべからず

〔名物重宝説〕

記述から、乾坤入之部の長持にある道具は家祖伝来の家宝であることがわかる。また、これらの道具をみだりに用いることを戒めている。今回の調査から、溝口家において家祖伝来の道具が用いられた茶会を確認することができた。茶会が記載されるのは『幽清館雜記』五巻中の「茶会記抄」である。筆跡から直諒によるものではなく、周辺にあつた家臣たちによる記録である。書名にある幽清館とは直諒が茶の湯を嗜んだ場所とされる。同書はこれまで存在が知られるも、取り上げてこられず溝口家の茶会についての新たな史料として注目できる。そのうち、三回の茶会の道具組を記した会記が確認できた。これらは「西御囲ひらき御茶会」(弘化二年。一八四五年九月)、「御数寄屋開にて初て御口切御茶会」(弘化二年。一八四五年十一月)、「御名物点茶会」(弘化三年。一八四六年五月)である。

ここでは両筆墨蹟が用いられた「御名物点茶会」に注目する。この茶会は、小堀遠州二〇〇年遠忌にあたる一八四七年五月に開催された。各所で遠忌の茶会などの催しがあつたようであるが、溝口家では遠州伝来の名物茶道具があることから十代藩主・直諒によって行われた茶会である。この茶会において使用された主な道具には以下のような記述がある。

- 一 法雲道洵両筆御掛物
- 一 天下一宗四郎作風炉 道恵小板
- 一 桐の御釜
- 一 唐物四方籠炭斗
- 一 存星柚香合

一 新柳川包絡

一 古銅葉罐水次 青竹蓋置

一 古銅置花入 箱書翠巖和尚筆

一 吉野木地桶水指

一 蛭御茶入 羽田五郎作四方盆

一 黄蕎麥茶碗

一 利休茶杓

一 南蛮建水海老手 青竹蓋置

〔茶会記抄〕『幽清館雜記』第五巻)

となる。ここでは当日用いられた掛物以外の道具についてみてみたい。

釜は豊臣秀吉(天文六年〜慶長三年/一五三七年〜一五九八年)から拝領した「桐釜」である。記述では

右は御伝来乾坤入之之御道具豊太閣より御拝領之御品道仁作

とある。釜の作者の道仁とは西村道仁(永正元年〜弘治元年/一五〇四年〜一五五五年)のことで、天下一を号し武野紹鴎の釜師であつた。道仁による桐の地紋がある釜をさすものと考えられる。風炉は土風炉師の西村宗四郎の作である。小板には近藤道恵作が配される。香合は「存星柚」である。存星とは漆地に彩漆を象眼したものである。柚とあるが形状か模様かは不明である。この香合は

右香合は御伝来

とあることから、家祖伝来の香合であることがわかる。花入は古銅、花

は大山蓮華が挿れられる。後座の席で掛物はずされ花入だけだったのかは不明であるが、格式高い床飾りである。

茶入は古瀬戸茶入銘「蛭」（畠山記念館蔵、図12）である。記述では

右御名物は縣宗知御取次にて昔御取入之御道具御秘藏之品にて乾坤御長持入也、袋つかり絹換え召之此度御取替候絹付百年以上之紫糸をもつき袋物師林蔵仕立候、御盆は先年御取入之品也

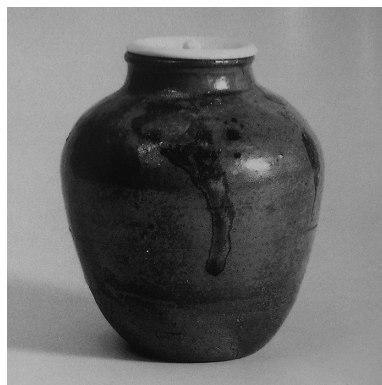


図12 古瀬戸茶入「蛭」（畠山記念館蔵、『茶道聚錦（第十巻）』より転載）

とある。この茶入は両筆墨蹟とともに小堀家、縣宗知を経て溝口家に入手された五種のうちの一つである。溝口家では乾坤入の長持で保管された。今回の茶会のために茶入を入れる仕服の中綿と、縫（茶入れを収納する袋の口の周囲にかがりつけた撚糸のこと）を

林蔵によって交換されたとある。茶入には招かれた小堀宗中が蛭茶入について詠んだ歌が添状として付属する（同館蔵²⁶）。茶入に羽田五郎盆が添えられるが、名物茶入の扱いとして盆を用いたことがわかる。この盆は今回の茶会のために購入されたものである。

茶碗は黄蕎麦である。蕎麦とは高麗茶碗の一種で、総体に平かである。黄蕎麦とあることから高麗茶碗で平たく黄色みを帯びた茶碗であろう。同書では茶碗について以下のような記述がある。

右御茶碗は先年二百五十両にて御取入御秘藏之御道具にて乾坤入

之御品にも劣らぬ御銘器也

とあり、直諒が購入した茶碗である。

茶杓は千利休（大永二年〜天正一九年／一五二二年〜一五九一年）の作である（図13）。家伝の茶杓について直諒の時代に作成された模写図「茶杓図譜」（上下二巻、東京大学史料編纂所蔵）²⁷が残されている。画は林勝麟（天保二年〜明治二年／一八三一年〜一八八八年）、茶杓筒墨書などの文字は直諒によって書き写される。本図録は溝口家が所蔵した茶杓を原寸大で模写した図録であり、茶杓の形状や竹の景色の状態が把握できる。そこから利休作とする茶杓が一件、所載されており合致すると考えられる。所載図から全長一八・一釐、蟻腰で総体に薄く作られており、權先は丸みを帯びている。経年変化により鉛色に変色している。図から穂の本数は確認できないが、典型的な利休形の茶杓である。なお筒にはメ印の代りに朱漆で利休の花押である「ケラ判」、下部には朱漆にて元伯宗旦（天正六年〜万治元年／一五七八年〜一六五八年）による「旦」の字と花押が認められる。

以上、この茶席の主だった道具は乾坤入之部にある道具であった。当

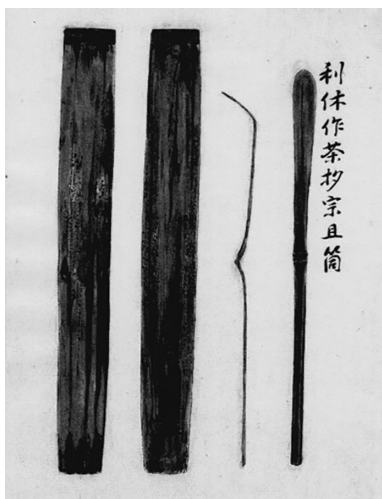


図13 千利休作茶杓（『茶杓図譜（上巻）』より転載）

日は遠州と関わりの深い蛭茶入を中心に据え、溝口家が所蔵した伝来の道具、および直諒により収集された器物を用いた茶席であることがわかる。

ここで同書中、両

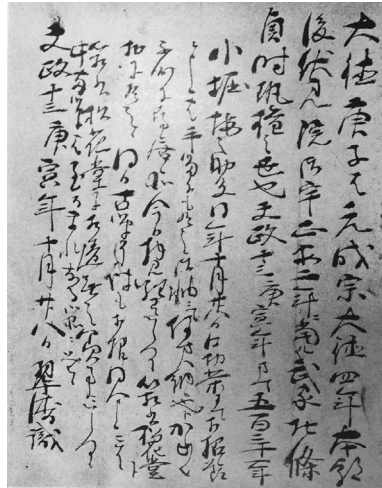
筆墨蹟について以下のような記述がある。

一 法雲道洵両筆御掛物

右は乾坤入御伝来御秘藏之道具にて蛸御茶入与一集二昔御手二入候、御名物也去庚寅年御口切茶会ニ御用被遊

〔茶会記抄〕『幽清館雜記』第五卷

先ず、この両筆墨蹟が「蛸」などと一緒に溝口家に所蔵された名物道具であることが述べられる。このことは先の懸宗知添状(図11)からも合致する。次に、この墨蹟は庚寅(一八三〇年)の年にも一度、口切茶



大徳庚子は元成宗大徳四年本朝
後伏見院御宇正安二年ニ当ル武家北條
貞時執権之世也文政十三年庚寅まで五百三十年
小堀梅之助殿同年十月廿八日口切茶にて相招候節
ニ申候は手留にも有之御軸ニて候何方へ納候也トかねて
不分に存じ居候所今日拝見難有く存候箱書松花堂下
扣に有之候同日古筆了伴も相招同人申候ニは
箱書松花堂に相違無之御見事ニて候
此両筆は至而まれなる御品ニ覚候
文政十三年庚寅年十月廿八 翠濤識

図14 両筆墨蹟に付属する溝口直諒(翠濤)添状
〔田村家久原家本入札所蔵品入札〕所載

会で用いられたことが述べられる。

ところで、両筆墨蹟に付属する新発田藩十代藩主・直諒による添状(図14)がある。添状の日付は文政一三年十月二八日付。文面から、直諒が同年の口切茶会を開催し、客に小堀宗中、古筆了伴らを招いた。『幽清館雜記』の記述にある庚寅年(一八三〇年・文政一三年)の口切茶会と合致する。添状の内容

はこの墨蹟が書かれた年号および、小堀梅之助(宗中が四〇代ごろまで名乗った)、古筆了伴が茶席において両筆墨蹟を拝見した所見について書かれる。後半の記述をみると

小堀梅之助殿同年十月廿八日口切茶にて相招候節ニ申候は手留にも有之御軸ニて候、何方へ納候也トかねて不分に存じ居候、所今日拝見難有く存候箱書松花堂下扣に有之候、同日古筆了伴も相招同人申候ニは箱書松花堂に相違無之御見事ニて候、此両筆は至而まれなる御品ニ覚候

(溝口直諒添状『田村家久原家本入札所蔵品入札』)

とある。口切とは、新緑の頃に茶壺に茶を詰め、一夏のあいだは熟成させ、秋頃に壺の口封を切ることである。その茶会において宗中がこの墨蹟を拝見し、箱書は松花堂昭乗²⁹⁾であるとみとめ、更に同席した古筆了伴も相違無としていることが述べられる。

宗中自身は両筆墨蹟の存在は把握していたようである。文中に「控え」とあることから恐らく、家伝の『遠州蔵帳元帳』または当時、流布した『古今名物類聚』による見聞であろうことが推測される。しかし、当時溝口家が所有者である点については知らなかったようである。いずれにせよ当時、有名な一軸であったことがわかる。

四代藩主重雄は怡溪宗悦に茶を学び、石州怡溪派の茶を新発田に定着させた。十代藩主・直諒も怡溪派の茶をよくした。直諒は翠濤と号し、小堀宗中や芳村観阿、古筆了伴らと交流があり茶風にその影響があったものと推測される。直諒は遠州二〇〇年遠忌茶会を開催し、その茶会記には家祖と小堀家との関係を考慮して道具が取り合わされた。例えば両筆墨蹟と蛸茶入は小堀家から縣を経て溝口家へ譲渡された。両者が席中

で用いられ、さらに客として小堀宗中が二〇〇年遠忌、口切茶会の二回に招かれている点からも溝口家と小堀家の歴史を再確認する茶席であったことが推測される。

(四) 溝口家以後の伝来

溝口家の所蔵した道具が散逸するのは明治三七年に行われた売立がある⁽³⁰⁾。しかしながら、今日まで溝口家の売立目録は発見できていない⁽³¹⁾。そのため、いつの時期に流出したかは不明である。その後、両筆墨蹟は『赤星家所蔵品入札』⁽³²⁾（一九一七年）、『田村家久原家本人札所蔵品入札』⁽³³⁾（一九二九年）の売立目録に図版の所載が確認され、現在は個人の所蔵となる。

おわりに

以上から、本稿の要旨は以下となる。

閑極法雲および東澗道洵による筆跡は管見の資料中、出光美術館本および個人蔵本、常盤山文庫本との筆跡から比較したところ、文字は共通しており、両者は閑極法雲、東澗道洵の筆跡である。両筆墨蹟は新発田藩四代藩主・溝口重雄と縣宗知の関係により入手された。この墨蹟には十代藩主直諒による控えが付属し、同家で重宝されたことが明らかとなった。

溝口家の両筆墨蹟の入手にあたり、元の所有者である小堀家では正恒が没する直前であった。没後の正房の跡目相続などを見越し、金子を必要としたため放出されたものと考えられる。

両筆墨蹟の伝来は小堀遠州↓小堀家↓（縣宗知）↓溝口重雄↓溝口家↓赤星家↓（不明）↓個人（現在）である。

溝口直諒による茶会での使用が確認され、同家での受容の周辺を茶会記から提示し、明らかにすることができた。

本稿では、管見の墨蹟から両筆墨蹟について筆跡の検討を行った。また、両筆墨蹟の伝来を明らかにすることができた。遠州の茶会をみてみると多くの墨蹟が使用されるが、その中でも、この両筆墨蹟は多くの茶会で用いられた。両筆墨蹟は小堀遠州が所持し、小堀家、縣宗知を経て、溝口重雄の所有となった。両筆墨蹟が溝口家の茶会で用いられた例は遠州二〇〇年遠忌に際しての茶会であった。このような文化的背景から、小堀遠州所持の両筆墨蹟が溝口家において受容された。

今後の課題として、小堀家から縣宗知を経て溝口家が入手した両筆墨蹟をはじめとする五種の茶道具のうち、現存が確認されない大概茶入、青磁香炉の更なる追跡調査を行っていきたい。

〔謝辞〕

調査にご協力いただきました溝口嗣高茶入ご所蔵家、筆跡の検討にあたりご教示を賜りました元文化庁文化財保護審議会専門委員財津永次氏、閑極法雲・雲外雲岫両筆墨蹟の調査にご協力いただきました出光美術館、『御掛物帳』の調査にご協力をいただきました新発田市立図書館、溝口家史料の調査にご協力いただきました東京大学史料編纂所、売立目録の調査にご協力をいただきました東京文化財研究所、図版の画像転載についてご協力いただきました根津美術館、畠山記念館、要旨英訳にご教示を賜りましたサンフランシスコ州立大学教授マッキオンみどり氏に深謝します。

〔参考文献〕

田山方南『禪林墨蹟』（二九五五 禪林墨蹟刊行会）

- 田山方南『禪林墨蹟拾遺』(一九七七 禪林墨蹟刊行会)
 竹内尚次『江月宗玩墨蹟之写の研究(上)』(一九七六 国書刊行会)
 黒木安雄『書苑』第八卷四号(一九一七 法書会)
 田山方南「東巖浄日墨蹟―虚堂の虎丘十詠諸跋補遺として―」『古美術』第三八号
 新発田市史編纂委員会編『新発田市史(上巻)』(一九八〇 新発田市)
 新発田市史編纂委員会編『新発田市史(下巻)』(一九八一 新発田市)
 小堀宗慶『小堀遠州茶会記集成』(一九九六 主婦の友社)
 深谷信子『小堀遠州の茶会』(二〇〇九 柏書房)
 高橋義雄『大正名器鑑』(一九三七 宝雲舎)
 広渡正利『石城遺宝』(一九九一 文献出版)
 展覧会図録『小堀遠州の茶会』(一九九六 根津美術館)
 展覧会図録『妙心寺 開山無相大師六五〇年遠諱記念』(二〇〇九 読売新聞社)

〔注釈〕

- (1) English Translation by Professor Midori Mckeen, San Francisco State University.
 (2) 根津美術館編『小堀遠州の茶会』(一九九六年)八五頁の図九二(参考図版)、および解説一六一頁。
 (3) 黒木安雄『書苑』(第八巻第四号、法書会、一九一七年、解説の頁)。なお、当時の所有者は赤星鐵馬とある。
 (4) 小堀宗慶「茶会記にみる遠州の茶道」『小堀遠州茶会記集成』主婦の友社、一九九六年、一七三頁
 (5) 深谷信子『小堀遠州の茶会』、柏書房、二〇〇九年、三九一頁
 (6) 前掲註(3)。黒木も指摘するように東澗洵禪師については「増集統傳燈録卷」(『新纂大日本統藏経』第八三巻、一九八八年、国書刊行会、三四五頁)に以下のような記述がある。
 浄慈古田屋禪師法嗣
 温州江心東澗洵禪師師台之仙居人出世三学
 (7) 古田については「増集統傳燈録卷」(『新纂大日本統藏経』、第八三巻、一九八八年、国書刊行会、三三〇頁)に以下のような記述がある。
 杭州浄慈古田屋禪師初住揚州雍熙遷廣徳靈山安吉鳳山吉州東山呉中虎丘

台州慧因天寧杭州中天竺

- (8) 前掲註(2)
 (9) この墨蹟の記録では「東都茶会記」において、馬越恭平の茶会に以下のような記述がある。
 扱て一同人席すれば、例の二畳台目の床には、果たして豊太閣所持東海
 禪師、悦堂間禪師両筆の墨蹟が堂々として掛かるを見る。其文に
 老虚堂虎丘詠中、其一題愍々和末句有云、陸羽若教知此
 味、定応天下水無功、則其自任之重、宣如何哉、雖然惜壯年之氣錘
 鋭而未老且剛也、即今有一句子抛在面前、過得龍門、風波更險、設
 此老人尚住世間、聞余此語、必為點頭約翁藏主、泊諸覽者常具扱焉、
 歳乙巳良月
 華頂釈道洵書于天台山磐石上之間房
 とあり、末尾に悦堂間禪師が賛歎の語句八行を書き加へたるが、
 両筆共墨蹟としては稍細字なれども、中萌黄印金、一文字風帯茶地印金
 の目覚むる許りなる表具を見ても、其如何に貴重なる墨蹟なるやを知る
 べきなり。
 記述から、個人蔵本と合致すると考えられる。なおこの墨蹟は、売立目録「大
 谷家(本派本願寺)旧御蔵品入札第一回」に図版が所載される。
 (10) 紹甫性宗編『石城遺宝』国立国会図書館蔵、請求記号821・245
 (11) 筆者熟覧。
 (12) 竹内尚次『江月宗玩禪林墨蹟之写の研究(上)』(国書刊行会、一九七六年)
 四六一〜四六二頁
 (13) 前掲註(4)および(5)
 (14) 「遠州御蔵元帳」、『茶道古典全集』、第十二巻、淡交社、一九六二年、二四一頁
 (15) 宮武慶之「御掛物帳にみる新発田藩溝口家旧蔵の書画」『新潟県文人研究』第
 一四号、越佐文人研究会、二〇一三年、一五七〜一九二頁
 (16) 宮武慶之「新発田藩溝口家旧蔵の大燈国師墨蹟について―物我兩忘と日山賦を
 中心に―」『文化情報学』第九巻第一号、同志社大学文化情報学会、二〇一三年、
 九九〜一二二頁、
 (17) 浅倉有子・岩本篤志・原直史編『新発田藩道具蔵帳集成』二〇一二〜二〇一四
 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「藩地域アーカイブズの基礎的研究―新発田

藩を中心として」報告書」新潟大学人文学部原直史研究室、二〇一三年

- (18) 宮武慶之「新発田御道具帳にみる溝口家旧蔵の茶道具」『文化情報学』第九卷 第二号、同志社大学文化情報学会、二〇一四年、四六〜九八頁

- (19) 高橋義雄『大正名器鑑』、第三編、宝雲舎、一九二二年、一五一〜一五二頁

- (20) 縣宗知と溝口家の交渉は清水園(新発田市内)の作庭に関係したことがある。

- (21) 『新発田市史』上巻(新発田市、一九八〇年、三四〇)に以下のような記述がある。

高久助之進時安

(中略)

時安は溝口内匠重時の三男で高久家に養子に入った。この縁で時安の代になり家禄は急増し、正徳四年八月六五〇石を知行して御仕置役に任命され、翌年四月組頭になり将監と改めた。

- (22) 添状では信州様とあるが、四代藩主重雄をさす。「悠廟紀」(『新発田藩史料』第一卷、二二頁)には以下の記述がある。

御任官ありて信濃守様と称し奉る。

- (23) 陶齋尚古老人「古今名物類聚」拾遺之部三、国立国会図書館蔵、請求記号Z422
(24) 溝口直諒自筆本『名物重宝説』、東京大学史料編纂所蔵、請求記号、溝口家史料・40

- (25) 『幽清館雜記』第五卷、東京大学史料編纂所蔵、請求記号、溝口家史料・325

- (26) 高橋義雄『大正名器鑑』(第三編、審美書院、一九二二年、二二七頁)では添状についての記述がある。小堀宗中が茶会に招かれ、「蛩」茶入を前にして次のような歌が詠まれた。

たくひなきめくみもみちのひかりをもここにあつめて見るほたるかな

(小堀宗中添状)

- (27) 『茶杓図譜』、東京大学史料編纂所蔵、溝口家史料・177。上下二巻存在する。

家伝の茶杓を収録し六十人の作者をみることができ。なお、論文中の利休茶杓は上巻巻頭に所載される。このことから溝口家において重宝されたと考えられる。

- (28) 両筆墨蹟が所載する売立目録は以下の二件がある。

売立目録『赤星家所蔵品入札』(東京文化財研究所蔵、一九一七年、請求記号美研・0439)

売立目録『田村家久原家本入札所蔵品入札』(竹幽文庫所蔵、一九二九年)

売立目録『田村家久原家本入札所蔵品入札』(竹幽文庫所蔵、一九二九年)

がある。

このうち(図14)の溝口直諒による添状図版は田村久原家の売立目録においてのみ所載される。

- (29) 『遠州蔵帳元帳』の記述では、箱書は小堀遠州筆とされる。

- (30) 高橋義雄『近世道具移動史』(慶文堂書店刊、一九二九年、一四八〜一四九頁)には次のような記述がある。

明治三十七年六月頃かと覚ゆ、溝口伯家にては江東中村楼に於て其蔵器を入札売却に附せられた

高橋義雄による他の記述では『大正名器鑑』第三編(審美書院、大正一一年、二二八〜二二九頁)があり、蛩茶入について次のような記述がある。

時恰も日露戦争遼陽戦前にして、世人争うて軍資充実を謀り、日本銀行に金時計を預け入るる者さへありし折柄なれば、数寄者も茶器を顧みる暇なく、蛩も為めに其光を失ひて、僅々千余円にて馬越化生翁に落札したるは誠に悲惨なる事共なりき。

- (31) 都守淳夫『売立目録の全国所在と書誌情報』(勉誠出版、二〇〇一年)では、溝口家の入札目録は確認できない。

- (32) 売立目録『赤星家所蔵品入札』、一九一七年、東京文化財研究所蔵

- (33) 売立目録『田村家久原家本入札所蔵品入札』一九二九年、同志社大学文化情報学部文献室蔵